



NEWSLETTER

2026. 04

季刊情報誌

泛華偉業知識產權



表紙 | 泛華偉業オフィスビルの内観

目次



泛華偉業知識産権は、北京泛華偉業知識産権代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、専利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知的財産権に関する行政・民事訴訟、知的財産権に関する法的コンサルティングと関連管理など、多岐にわたる知的財産権サービスを提供しております。

03 業界観察

- 中国、IPCおよびニース分類の新バージョンを適用開始
- 2025年中国知的財産権事業の総括
- 最高人民法院、知的財産権法廷設立7周年に重要な成果を発表
- 中国市場監督管理総局、2025年の知的財産権執行業務状況および2026年の業務計画を発表

09 サービスソリューション

- 「三步法（スリーステップ法）」に基づく技術的貢献と創造性（進歩性）の審査——2025年版『専利審査指南』における創造性審査規則の改正と実務対応について

16 典型案例紹介

- 最高人民法院、「科学技術イノベーションにおける知的財産権の司法保護を強化」に関する指導的事例を発表

21 実務動向

- 改正『専利審査指南』の施行に伴い、2026年以降の中国特許出願における新たな変更点について

22 当社ニュース

- INTA2026年次総会（ロンドン）参加のお知らせ

中国、IPCおよびニース分類の新バージョンを適用開始

2026年1月1日より、国家知識産権局は新バージョンの『国際特許分類』(IPC)および『商品・サービス国際分類表』(ニース分類)の適用を開始した。

新バージョンIPC(2026.01版)は従来のバージョン(2025.01版)と比較すると、計1615個の分類番号を改訂しており、その内、新規追加が517個、削除206個となっている。国家知識産権局は、新バージョンIPC関連資料(IPC分類表、分類定義、新旧バージョン対照表など)を翻訳・作成しており、国家知識産権局の公式ウェブサイト(<https://www.cnipa.gov.cn/col/col3161/index.html>)から新バージョン『商品・サービス国際分類表』(ニース分類を入手できる)で、第13版2026年テキストを掲載している。出願日が2026年1月1日以降の商標登録出願については、商品・サービス項目の分類を行う際に新バージョンのニース分類を適用し、出願日がこれ以前の商標登録出願については従来のバージョンのニース分類を適用する。ニース分類に基づき、国家知識産権局は『類似商品・サービス区分表』について対応の調整を行っており、詳細については、<https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/tzgg/202512/W020251226396036585534.pdf>から閲覧できる。

出典：国家知識産権局

2025年中国知的財産権事業の総括

2026年1月7日、全国知識産権局長会議が北京で開催された。国家知識産権局の申

長雨局長は会議において、2025年に中国知的財産権事業で達成した顕著な成果を体系的に総括した。

グローバルイノベーション構造における中国の地位が一層向上

世界知的所有権機関(WIPO)が発表した『2025年版グローバル・イノベーション・インデックス』によると、中国の順位は世界第10位に躍進し、初めて世界トップ10入りを果たした。同時に、中国が有する世界トップ100のイノベーションクラスターの数は24に達し、3年連続で世界首位を維持した。

知的財産権の量と質の両面での向上

2025年、中国国内の有効発明特許件数は500万件を突破し、人口1万人当たりの高価値発明特許保有件数は16件に達した。戦略的新興産業の有効発明特許件数は140万件を超え、比較的速い成長を維持した。PCT国際特許出願件数は多年にわたり世界1位を維持し、ハーグ制度による意匠出願件数、マドリッド国際商標出願件数はいずれも世界のトップクラスにある。国内の有効商標登録件数は5081.6万件に達した。各試行地域で発行されたデータ知的財産権登録証明書は4万枚を超え、融資と信およびライセンス取引金額は150億元近くに達した。

審査の質と効率の着実な向上

2025年末現在、中国における発明特許の平均審査期間は15か月に短縮され、商標登録の平均審査期間は4か月で安定している。発明特許の年間付与件数は97.2万件、商

標登録件数は420.6万件であった。発明特許審査・復審結案の正確率はいずれも95%を超え、商標審査、異議申し立て、審査に対する抜き取り検査の合格率はいずれも97%を超えた。

知的財産権保護システムの持続的な改善

2025年、国家レベルの知的財産権保護センターおよび迅速権利保護センターは129か所に達し、累計で48万件の知的財産権保護・権利保護事件を受理した。海外知的財産権紛争対応指導業務プラットフォームは116か所に達し、累計で4200件以上の紛争対応を指導し、企業を支援し、約410億元（約8000億円）の損失を挽回した。国家知識産権局は司法部と共同で『知的財産権紛争仲裁業務の強化に関する指導意見』の策定を推進し、工業情報化省と共同で『ソーラー発電産業における知的財産権保護業務の一層の強化に関する意見』を策定・公布し、最高人民法院と共同で知的財産権紛争の多様な調停の典型的事例を発表し、知的財産権分野における信用体制の構築を加速させた。

知的財産権の転換・実用化における新たな突破

過去1年間、国家知識産権局は特許転換・実用化特別活動を大きく推進し、知的財産権運営センターの構築を強化し、パテントプールの構築・運営業務のガイドラインを策定し、重点分野におけるパテントプールの構築を指導した。金融監督管理総局と連携して知的財産権金融エコシステムの総合パイロット事業を展開し、第14回中国国際特許・技術製品交易会を高水準で開催し、商

標ブランドの価値向上を目指した「千社百都市」活動を実施した。

さらに、会議では2026年の重点業務を以下のように定めた。

1. 知的財産権の付与・権利確定の質の持続的向上、長期的な代理業界監督メカニズムの健全化、信義誠実の原則に反する特許出願行為および商標の悪意ある先取り出願行為への規制、地域ブランド商標登録出願の指導、重大な悪影響を及ぼす商標の適時処理。

2. 『商標法』の全面的改正および『集積回路配置図設計保護条例』の改正の加速、新興分野における知的財産権保護制度の整備、地理的表示に関する特別立法の論証、データ知的財産権保護ルールの構築。

3. 行政裁決業務の強化、知的財産権紛争の多様な方法による解決の推進。

4. 長期的な知的財産権の転換・実用化のメカニズムの構築、特許出願前評価および特許移転・転換におけるデューデリジェンス免責制度の健全化・改善、人工知能を活用した特許転換・実用化業務モデルの模索、重点地域における知的財産権金融エコシステムの総合パイロット事業の深化への支援、商標ブランド戦略および地理的表示の活用を促進するためのプロジェクトの大規模実施、国際的に著名な商標ブランドの育成への支援、地理的表示を活用した特色ある優位産業の育成への支援。

5. 世界知的所有権機関（WIPO）の枠組み下でのグローバル知的財産権ガバナンスへの積極的な参画、人工知能などの新分野・新業態における知的財産権国際ルールの

策定、各地における知的財産権対外交流の秩序ある推進。

出典：国家知識産権局

最高人民法院、知的財産権法廷設立7周年に重要な成果を発表

2026年1月、最高人民法院は知的財産権法廷設立7周年を機に重要な成果のリストを発表し、最高人民法院知的財産権法廷の設立以来、科学技術イノベーションの奨励・保障、市場における公正な競争の維持、高水準の対外開放へのサポート、司法体制改革の推進などの面で達成した顕著な成果を全面的に総括した。

最高人民法院知的財産権法廷は2019年1月1日に設立され、最高人民法院が設置した常設の審判機関であり、主に全国範囲の特許などの技術関連知的財産権に関わる控訴事件および独占禁止控訴事件を審理する。7年間で、最高人民法院知的財産権法廷は累計24,602件の事件を受理し、23,069件を審結し、以下の面で重大な成果を遂げた。

一．裁判基準の一層の統一

全国範囲の技術関連知的財産権および独占禁止控訴事件を集中管轄することにより、制度的に裁判基準の不統一問題を解決し、当事者の地方保護主義への懸念にも効果的に対処した。多数の裁判ルールを形成し、9事件が指導的事例となり、369事件が裁判所事例集に収録された。前年度事件の裁判

要旨を定期的に発表し、これまでに453事件、510条を発表している。審判権運営のメカニズムを整備し、合議体の実質的運営を継続し、558回の専門裁判官会議を開催し、3,803件の事件を審議した。類似事件に対しての同一判決を確保し、類似事件の検索を全面的に実施し、関連事件の情報開示制度を確立した。下級審に対し確実に監督指導を行い、第一審の質と効率に関する事件ごとの通報・フィードバックメカニズムを構築し、毎年、控訴審による破棄自判事件の分析報告書を作成・配布し、累計で152万文字以上に達した。

二．裁判の質と効率の一層の向上

審判管理が引き続き強化され、各種審判の質に関する指標が著しく改善された。「改判可能な場合は破棄自判しない」、「調停可能な場合は最大限調停する」を貫き、権利侵害、権利帰属などの民事実体事件における第二審の改判率は20.9%、調停・取下げ率は37.7%、いずれも改革前を著しく上回り、同時期の全国民事第二審事件の平均値を上回った。権利付与・権利確定などの行政実体事件における第二審の改判率は7.3%で、改革前とほぼ同等であった。第二審の差戻し率は全国水準を大きく下回り、2024年はわずか2件、2025年はゼロ件であった。事件の平均審理期間は改革前より短縮され、2025年の管轄関連事件に関してはわずか25.3日であった。訴訟における信義誠実の原則の構築を重視し、司法処分13件、違法犯罪行為の手がかり移送案件17件、司法建議3件を審理し、虚偽訴訟1件、悪意ある訴訟8件を認定した。

三. 司法の信頼性と国際的影響力の一層の向上

多くの事件が国内外で重大な影響を及ぼし、そのうち4件が「新時代における法治プロセス推進十大事件」に選定され、270件以上の事件が最高人民法院により各種テーマ別典型的事例として発表された。法に基づき中国国内外の権利者を平等に保護し、当事者が外国に関連する事件を2546件受理し（全体の10.3%を占め、年平均18.7%増加）、2046件を審結し、ますます多くの外国主体が知的財産権紛争解決のために中国裁判所を選択している。国際的な最先端動向に注目し、標準必須特許のグローバルライセンス紛争に関する管轄、訴訟差止命令および反訴訟差止請求、永久差止命令、ライセンス料率の確定などについて積極的に模索を行った。国内外から同法廷の業務に高い関心を寄せられ、世界知的所有権機関（WIPO）などの国際機関の事例集には、同法廷の裁判例が約80件収録された。中国の司法の取り組みを広く発信するため、同法廷の年次報告書を中国語・英語の2か国語で発表することを続けている。中国語・英語ウェブサイトのアクセス数は6.2億回を超え、英語ウェブサイトのアクセス数は1.6億回を超え、Weibo公式アカウントのフォロワー数は13万人に達した。

四. 国家イノベーション駆動発展戦略および知的財産権戦略の実施に対する司法保障の一層の強化

新たな性質の生産力の発展に対して効果的な支援・保障を提供し、戦略的新興産業関連事件を6745件（全体に占める割合は

2019年の17.6%から2025年の32.4%に増加）受理した。特許などの権利付与・権利確定行政事件を6543件（年平均31.8%増加）受理し、そのうち発明特許権利付与・権利確定行政事件は3704件（年平均26.0%増加）であった。発明特許侵害事件を5354件（年平均11.5%増加）、標準必須特許関連事件を183件、医薬品パテントリンケージ事件を41件、植物新品種事件を923件（年平均46.2%増加）受理し、2025年の品種権者の勝訴率は90%に達した。保護を着実に強化し、58事件で懲罰的損害賠償を適用し、賠償総額は205億元（約4000億円）、1事件あたり平均3500万元（約7億円）を超えた。1000万元（約2億円）を超える高額賠償事件は73件に達し、賠償総額は52.4億元（約1000億円）、1事件あたり平均約7200万元（約14億円）に達した。司法による独占禁止の効果が発揮され、独占禁止事件を203件審結させ、そのうち66事件で独占行為を認定し、医薬品、通信、電子商取引、教育、建設、葬祭など多くの科学技術および民生分野に及んだ。同法廷は審判ルール体系の持続的改善を図り、業界にとって指導的意義を持つ多数の裁判成果を形成した。558回の専門裁判官会議を開催して3803事件を審議し、類似事件の検索と関連事件情報の開示制度を着実に実施するなどの措置を通じて、技術関連知的財産権事件における類似事件に対する同一な判決を実現し、代理業務に明確な裁判上の参考を提供した。

今後、最高人民法院知的財産権法廷は、国家レベルでの知的財産権事件控訴審理のメカニズム改革大いに推進し、事件審判

の質と効率を持続的に向上させ、知的財産権保護と公正な競争に対する法的保障を提供していくであろう。

出典：最高人民法院

中国市場監督管理総局、2025年の知的財産権執行業務状況および2026年の業務計画を発表

2026年2月6日、市場監督管理総局は2025年の知的財産権執行状況に関特別記者会見を開催し、過去1年間の知的財産権執行業務における顕著な成果を全面的に紹介するとともに、2026年の重点責務について計画を明らかにした。

一. 2025年執行業務の振り返り

特別行動の展開、重大事件・重要事件への厳しい取り調べ：2025年、市場監督管理総局は「知的財産権を守る」特別執行行動を引き続き展開し、商標、特許、地理的表示などの分野における違法行為を厳しく取り締まった。年間を通じて、各種違法事件を合計3.7万件取り調べ、事件関連金額は6.77億元（約140億円）に達し、司法機関に犯罪の疑いがある事件を1130件移送した。総局は直接、一連の重大事件・重要事件を取り調べ、今回の記者会見で2025年市場監督管理部門による知的財産権執行十大典型事件を公表した。

制度整備の推進：近年、市場監督管理部門の執行において、事件に関与したネットショップが公示された住所で営業しておらず、執行中に「関係者を見つけられない」状況が非常に多いことが判明した。上記の「ゴース

トネットショップ」という突出した問題に対し、市場監督管理総局は『電子商取引プラットフォームによる商標権侵害事件調査への協力義務の履行に関する規定』を起草し、プラットフォームの義務を一層強化し、取り締まり手続きを最適化した。この規定は2025年末に社会に向けて意見募集を行った。また、商標執行において、他人の有名商標を模倣するなどの違法行為の認定が困難である問題に対し、『市場監督行政執行における商標類似侵害認定規則』の制定を組織し、「ブランド模倣」、「有名ブランドへの便乗」などの突出した問題への対策により有力かつ効果的な法的支援を提供した。

官民連携の深化による社会共治の推進：現在、権利侵害・偽造などの違法行為はより巧妙化している。権利侵害の手がかりをより効率的に発見し、迅速に調査・証拠収集を行うため、市場監督管理総局は「『ブランドを守る』官民連携メカニズム」を構築し、市場監督管理部門が企業からの通報に適時に対応し、事件の手がかりに対する調査を適時に展開すること、企業が市場監督管理部門に積極的に協力し、事件の手がかりを積極的に提供し、真贋判定に関する意見を適時に提供し、執行調査に協力することを要求した。官民連携に参加した最初の60社は、食品、衣料品、電気製品、日用品などの重点業界を全面的にカバーしており、その中には国有企業、民間企業、外資企業が含まれており、市場監督管理部門の知的財産権執行による平等な保護を反映している。

国際交流の拡大：2025年11月、市場監督管理総局は世界知的所有権機関（WIPO）と

共同で「知的財産権執行国際交流大会」を開催し、国際機関、各国の代表、104社の国内外の企業が会議に参加した。会議では、中国の知的財産権執行の手法と成果が紹介され、取り調べた典型的事例は国際的に積極的な影響をもたらした。

二.2026年の業務計画

今年、市場監督管理総局は知的財産権執行業務の取り組みを持続的に強化し、特に電子商取引分野における権利侵害・偽造問題の取り締まりを重点的に推進する予定である。

1.「『ブランドを守る』官民連携メカニズム」の役割を十分に発揮させ、省を跨ぎ、事件関連金額が高く、影響の大きい重大事件・重要事件を取り調べる。

2.81の電子商取引プラットフォームに対し、2024年の『電子商取引プラットフォームにおける知的財産権保護水準の向上に関する自主規約』の履行状況について「フォローアップ調査」を実施する。

3.『電子商取引プラットフォームによる商標権侵害事件調査への協力義務履行に関する規定』を履行する具体的措置を電子商取引プラットフォーム自らより策定・提案させ、その履行を督促する。

市場監督管理総局は、法規・制度の整備を引き続き強化し、知的財産権執行専門人材の育成を全面的に推進するとともに、国際交流協力を一層深化させ、高水準の対外開放に貢献していく。

出典：国家市場監督管理総局

「三步法（スリーステップ法）」に基づく技術的貢献と創造性（進歩性）の審査－2025年版『専利審査指南』における創造性審査規則の改正と実務対応について

パートナー 弁護士・弁理士 王 勇

中国国家知識産権局は2025年11月10日、第84号局令を発表し、『専利審査指南』（以下「指南」という）第二部分第四章第6.4節を改正し、「技術的課題の解決に貢献していない特徴」は通常、創造性の評価に影響を与えないことを明確にした。創造性の審査基準は従来より特許出願および審査における焦点かつ難点であるため、今回の改正は業界内で広範な関心と議論を呼んでいる。本稿では、改正の背景、法理的論理、技術的課題における貢献度の分析、実務対応という4つの観点から、今回の改正が創造性審査に与える影響を考察する。

改正前後の対照表

『専利審査指南』（第77号局令）	『専利審査指南』（第84号局令による改正後）
第二部分第四章 6.4 保護を求める発明に対する審査 発明が創造性を有するか否かは、保護を求める発明に対して判断されるものであるため、発明の創造性の評価は、特許請求の範囲で限定された技術的解決手段に対して行わなければならない。発明が先行技術に対して貢献する技術的特徴、例えば発明に予期せぬ技術的効果をもたらす技術的特徴や、発明が技術的偏見を克服することを反映する特徴は、特許請求の範囲に記載しなければならない。そうでなければ、たとえ明細書に記載されたとしても、発明の創造性を評価する際には考慮しない。さらに、創造性の判断については、特定の技術的特徴が創造性を有するか否かを評価するのではなく、特許請求の範囲で限定された技術的解決手段全体を評価対象とし、すなわち技術的解決手段全体が創造性を有するか否かを評価しなければならない。	第二部分第四章 6.4 保護を求める発明に対する審査 発明が創造性を有するか否かは、保護を求める発明に対して判断されるものであるため、発明の創造性の評価は、特許請求の範囲で限定された技術的解決手段に対して行わなければならない。<u>創造性を判断する際には、特定の技術的特徴が創造性を有するか否かを評価するのではなく、特許請求の範囲で限定された技術的解決手段全体を評価対象とし、すなわち技術的解決手段全体が創造性を有するか否かを評価しなければならない。</u>発明が先行技術に対して貢献する技術的特徴、例えば発明に予期せぬ技術的効果をもたらす技術的特徴や、発明が技術的偏見を克服することを反映する特徴は、特許請求の範囲に記載しなければならない。そうでなければ、たとえ明細書に記載されたとしても、発明の創造性を評価する際には考慮しない。さらに、創造

性の判断については、特定の技術的特徴が創造性を有するか否かを評価するのではなく、特許請求の範囲で限定された技術的解決手段全体を評価対象とし、すなわち技術的解決手段全体が創造性を有するか否かを評価しなければならない。技術的課題の解決に貢献しない特徴は、たとえ特許請求の範囲に記載されたとしても、通常、技術的解決手段の創造性に影響を与えることはない。

【例】

カメラに関する発明であって、発明が解決しようとする技術的課題は、より柔軟なシャッター制御をいかに実現するかであり、この技術的課題は、カメラ内部の関連する機械的な構造及び回路的な構造を改良することによって解決されるものである。審査官に特許請求の範囲に創造性がないと指摘された後、出願人は特許請求の範囲に、カメラ筐体の形状、表示画面のサイズ、バッテリー収納部の位置などの特徴を追加した。明細書には、特許請求の範囲に新たに追加された特徴が前述の技術的課題の解決と何らかの関連性があることを説明しておらず、これらの追加された特徴は、特許請求の範囲の主題自体が暗黙的に有する一般的な構成要素であるか、当業者が通常の技術的知識と一般的な実験手段に基づいて得られるものであり、出願人はこれらの技術的特徴が保護を求める技術的解決手段に何らかのさらなる技術的効果をもたらすことを証明する証拠または十分な理由も提供していない。したがって、上記の技術的特徴は、前述の技術的課題の解決に貢献せず、保護を求める技術的解決手段に創造性をもたらすことはない。

一.改正の性質：基準の劇的変更か、それとも規則の具体化か？

今回の改正について、業界が最も注目しているのは、創造性の審査基準に実質的な変化があったかどうかである。公式的な解釈と法理的の論理分析に基づき、今回の改正が「安定性」と「指針性」という顕著な特徴を示していると筆者は考えている。

1.審査制度の安定性

今回の改正では、創造性の評価は依然として従来の『指南』で規定された「三歩法（スリーステップ法）」（すなわち、最も近い先行技術の確定、発明が実際に解決する技術的課題の確定、先行技術から技術的示唆が与えられているかどうかの判断）に従って行わなければならないことを明確に指摘している。これは創造性審査の基礎となる論理と原則が根本的に変化したものではないことを意味する。従って、審査官は特許請求の範囲を審査する際、依然として調査に基づいて基準を確立し、引用文献との比較を通じて相違する技術的特徴を特定し、当業者の視点に基づいて、その改良が自明であるかどうかを判断する必要がある。よって、今回の改正は創造性審査制度の根本的な変更ではなく、既存の枠組みに対する部分的な最適化である。

2.実務経験のガイドライン化

実際、過去長年にわたる審査実務において、特許請求の範囲に公知の常識や慣用の技術的手段が大量に羅列されている事案に対して、審査官は一般的かつ成熟した審査習慣を形成してきた。すなわち、特許請求の範囲に多数の相違特徴が含まれる場合、それらの特徴が単に当該技術分野における一般的な手段であり、かつ相乗効果を生み出していないのであれば、審査官は通常、それらを統括し、創造的貢献がないとまとめて論述する傾向がある。今回の改正は、この長年存在している審査慣行を単に公式の規則制度として格上げしたものであり、その目的は審査官と業界に対して明確な指針を与え、審査基準の一貫性と予見可能性を高め、異なる審査官間の主観的な理解の差異に起因する基準のばらつきを減少させることにある。

二.核心的な改正の分析：技術的貢献度と全体性の評価

今回の改正の核心は、「技術的貢献」という概念を具体化すること、および「全体性の原則」の審査プロセスにおける位置付けを再確立することにある。

1.「全体性の原則」の位置の前倒し

今回の改正では、「特許請求の範囲によって限定される技術的解決手段全体に対して評価しなければならない」という記述が、該当する節の末尾から第一段落の末尾に移動された。この変更には一定の象徴的意味があり、審査官に対し、「特徴の比較」という固定観念にとらわれず、特許請求の範囲に触れた時点から、技術的解決手段の「全体観」を確立しなければならないことを要求すると同時に、出願人に対し、相違する技術的特徴の「量」が創造性の「質」に等しいものではないという明確なメッセージを伝えている。従来技術との相違の複数の特徴が単に先行技術の特徴の単純な累積や寄せ集めに過ぎないのであれば、その創造性の高さは、質的变化をもたらす単一の核心的特徴に遠く及ばない可能性がある。

2.「貢献分析」手法の積極的な活用

今回の改正は、創造性判断における「貢献分析」の位置付けを強調している。この規定に基づき、特許請求の範囲における従来技術との相違の特徴を、貢献のある特徴の集合と貢献のない特徴の集合の2つに分類することができる。ここでいう貢献のある特徴とは、発明に予期せぬ技術的効果をもたらす技術的特徴、または技術的偏見の克服を反映する技術的特徴を指し、発明の技術的課題の解決に貢献したものであり、この種の特徴は創造性の「魂」であり、特許請求の範囲に記載されなければならない。さもなければ、明細書に記載されていたとしても、創造性の評価時に考慮されることはない。一方、貢献のない特徴とは、発明が解決しようとする技術的課題と無関係な特徴、または当該分野で一般的または暗黙的な特徴を指す。改正の『指南』では、たとえこれらの貢献のない特徴が特許請求の範囲に記載されていたとしても、創造性の評価時には無視しなければならないと明確に規定している。

三.深層解剖：技術的課題における特徴の関連性と組み合わせの分析

代理業務および審査実務において、最も複雑でありながら頻繁に生じる状況は、特許請求の範囲に従来技術との相違の複数の特徴が含まれるケースである。これらの特徴は同一の技術的方向性を指し、一つまたは複数の技術的課題の解決に用いられる場合もあれば、異なる技術的方向性を指し、異なる技術的課題の解決に用いられる場合もある。改正『指南』に基づき、どの技術的特徴が「貢献」をなすのかを確定することは、今後、創造性の評価において直面する難点となるだろう。筆者は、以下の2つの観点から分析および論証を進めることが可能であると考える。

1.単一の技術的課題への統合的貢献

ある独立項のすべての従来技術との相違の技術的特徴が、集合的に直接的または間接的に同一の技術的課題の解決に向けられ、つそれらが機能的に相互支援または相互作用の関係にある場合、これらの各々の技術的特徴は、その課題解決に対して貢献があるとみなすことができるため、全体として考慮されなければならない。このような状況下では、創造性に関する答弁を行う際、出願人は特徴間の「化学反応」または「相乗効果」、すなわち特徴Aがいかにして特徴Bの適用前提を創出したか、または特徴AとBが結合された後にいかにして「1+1>2」の技術的効果を生み出したかを強調すべきである。この文脈において、各技術的特徴は創造性の高さを構成する要素となる。

2.複数の技術的課題が併存する場合

実務上、独立項の従来技術との相違の複数の技術的特徴の「それぞれが独自に機能する」状況が頻繁に生じる。今回の改正で提供された例示を例にとると、技術的特徴A（機械的な構造）、B（回路的な構造）、C（制御方式）はカメラのシャッターの構造に関連し、協働してカメラのシャッター制御の構造を改良し「シャッター制御の柔軟性」という課題（課題X）

を解決するために用いられる。一方、技術的特徴D、Eは筐体の色や表示画面のサイズに関わり、「視覚的美感」または「携帯性」の課題(課題Y)を解決するために用いられる。審査実務および今回の改正の趣旨によれば、明細書においては特徴D、Eと核心的な課題Xの解決との間に関連性が一切記載されておらず、かつそれらが当該技術分野における一般的な手段に属する場合、創造性の評価に際して、特徴D、Eは技術的課題Xの解決に対して「貢献のない特徴」であると認定されることになる。

また、技術的特徴の集合{A, B, C}と{D, E}との間に相乗効果がなく、同一の技術的課題を共同で解決するのではなく、それぞれが異なる技術的課題を解決している場合、当該特許請求の範囲は法理上、実質的に2つの異なる技術的解決手段の単純な組み合わせとみなされる。出願人は、そのいずれかの技術的解決手段(通常は、比較的革新的な方、例えば、課題Xに対する解決手段)を選択して創造性に関する答弁を行うことができる。もちろん、両方の技術的解決手段に創造性が認められる可能性がある場合、出願人は2つの解決手段に対して、それぞれ創造性に関する答弁を行うことも可能である。この状況は通常、出願書類の不適切な作成に起因する。なぜなら、経験豊富な代理人であれば、最初からこれらを異なる独立項として作成したり、別々の出願で保護を求めたり、それらの創造性の程度に応じて主従を分けたりすることが可能だったからである。

したがって、出願人は、技術的特徴D、Eがすでに技術的課題Xに対して「貢献がない」と認定されているため、これらが全体の解決手段に追加の創造的価値を提供し得ないことを明確に認識しなければならない。核心的な技術的特徴{A, B, C}が先行技術によってカバーされているか、自明であると判断された場合、どれほど多くのDやEを追加しても、当該特許権または特許出願の運命を救うことはできない。

四.実務対応策に関する提案

1.出願段階

代理人と発明者は、出願時に発明が解決しようとする技術的課題と解決可能な技術的課題を十分に認識し、発明のコンセプトを正確に練り上げ、核心的な技術的貢献に焦点を当てなければならない。それに対応して、独立項は、特定の技術的課題の解決に対して真に貢献する特徴に焦点を当て、特徴を「少なく、精巧に」明確にすべきである。これにより、創造性が認められやすくなるだけでなく、特許請求の範囲に不要な技術的特徴の追加を回避し、創造性が認められた上で、可能な限り広い保護範囲を確保することができる。また、明細書を作成する際、特許請求の範囲に記載されるすべての重要な技術的特徴と技術的課題との間の対応関係を明確に記載し、論理的推理、理論的推論、または実験的検証などの手段を通じて、技術的特徴と技術的課題との間の因果関係を構築しなければならない。

今回の改正で提供された例示を例にとると、出願人は技術的貢献を強調する以下の方法で出願書類を作成することができる。

従来技術と相違する技術的特徴:回路制御モジュールに特定の信号フィードバック回路を追加し(特徴A)、さらにシャッター駆動用電磁石の電流補償アルゴリズムの改良(特徴B)を組み合わせる。

対応する技術的課題:高速連続撮影時におけるシャッターの応答の遅延のばらつきを解決し、より柔軟で正確なシャッター制御を実現する。

対応する技術的効果:特徴Aによりシャッターの状態をリアルタイムで監視し、特徴Bにより電流を動的に補償することにより、シャッターの応答時間の偏差を低減し、高速連続撮影における焦点ズレの発生を効果的に回避する。

明らかに、特徴AとBは技術的課題の解決に直接貢献しており、創造性を評価する基盤となり得る。

逆に、明細書および特許請求の範囲において、例えば、「筐体に流線形デザインを採用し(特徴C)、表示画面サイズを5.5インチに拡大する(特徴D)」のような技術的特徴が記載されている場合、これらに対応する技術的課題はカメラの外観と視認性の向上である。

審査過程において、発明の核心的な課題が「シャッター制御」であると認定されれば、特徴CとDは当該課題の解決とは何ら機能的関連性を有しない。創造性の評価において、これらの特徴は技術的課題の解決に貢献しないと認定されることになる。

ある特徴(特定の表示画面のサイズなど)が特定の状況下で確かに核心的な機能(シャッターのオートフォーカスの速度の補助など)に影響を与えるのであれば、明細書にはこのような因果関係を詳細に記載し、データ、構造または理論的な根拠で裏付ける必要がある。

2. 応答段階

創造性に関する意見に応答する際、特徴の単純な羅列戦術を徹底的に捨て去り、「貢献度」の論証へと転換しなければならない。応答の重点は、術来技術と相違する技術的特徴がなぜ、そしていかにして技術的課題の解決に貢献したのかを論じることにある。これには、代理人により高い技術的理解力、すなわち、物理的メカニズム、回路の論理、化学反応などの基礎原理から出発して、術来技術と相違する技術的特徴が技術的課題の解決に対していかに不可欠であるかを論証する能力が求められる。また、証拠に対する意識を強化し、比較実験のデータやテスト報告書などを積極的に活用して技術的效果を証明すべきである。技術的效果を論証する際、明細書に記載された比較実験のデータ、テスト報告書、またはシミュレーション結果を優先的に使用すべきである。客観的証拠こそが、「貢献がない」との認定に反論する最も強力な手段である。

五. 結論: 創造性の法の本質の強調

2025年版『指南』の改正は、創造性のハードルを引き上げたものではなく、運用規則を具体化することにより、「特徴の羅列」という投機的な手法を制度的に阻むものである。これは

出願人と代理人に対して、創造性とは、発明の革新性の高さに対する法律の尊重であり、それは特許請求の範囲の文字数や複雑さに関わるものではなく、発明が先行技術に対して行った実質的な貢献のみに関わるものであるという理念を明確に伝えている。真の革新者にとって、これはより高レベルの保護となり、すなわち実質の革新価値を持つ技術に審査リソースが集中されることを保証し、審査の一貫性と権威性を高めることとなる。要するに、「特徴-課題-効果」の論理的循環を明確に構築し、真に技術的課題を解決する発明こそ、強固かつ高品質な特許権保護を獲得できるのであろう。

著者プロフィール：

王勇氏は、1991年に上海華東師範大学を卒業し、コンピュータ科学の学士号を取得しました。1994年に中国科学院計算技術研究所にて修士号（工学）を、2005年に中国人民大学にて法学修士号を取得しました。1991年から2006年まで中国特許代理（香港）有限公司に勤務し、電気学部マネージャーを務めていました。2007年1月から泛華偉業知識産権代理有限公司に加入しました。専門は、コンピュータハードウェア及びソフトウェア、通信技術、半導体装置、自動制御、家電製品等多岐にわたり、特許明細書の作成から権利化、無効審判、訴訟、ソフトウェア保護に至るまで、幅広い分野で深い知見と豊富な経験を有しています。

最高人民法院、「科学技術イノベーションにおける知的財産権の司法保護を強化」に関する指導的事例を発表

2026年2月28日、最高人民法院は「科学技術イノベーションにおける知的財産権の司法保護を強化」に関する記者会見を開催し、7件のテーマ別指導的事例を公表した。これは、各級裁判所が関連する新たな類型や複雑で難解な知的財産権紛争事件を審理する際の指針を提供し、知的財産権裁判の質と効率の一層の向上を促進するとともに、科学技術イノベーションに対する司法保障を強化することを目的としている。

記者会見で公開された情報によると、2025年に全国の裁判所で審理を終了した技術関連知的財産権民事第一審事件は63,971件に上り、その内訳は、特許事件51,211件、植物新品種事件1,279件、技術秘密事件1,079件、技術契約事件10,402件であった。特許などの技術関連知的財産権行政第一審事件の審理終了件数は2,471件であった。知的財産権事件の審理において、懲罰的損害賠償が適用されたのは505件、賠償額は18億元（約400億円）に達した。最高人民法院は2025年に最高人民検察院と共同で知的財産権刑事司法解釈を発表し、営業秘密侵害罪について犯罪成立の要件をさらに細分化し、刑罰による懲戒力を強化した。現在、最高人民法院は「特許権侵害訴訟の司法解釈（三）」の起草を進めており、事件管轄の確定、民事・行政交差事件の審理、保護範囲の確定、非侵害抗弁の審査、悪意ある訴訟の認定などの問題について規定を設ける予定で

である。また、技術的事実の究明に関しては、2025年末現在、最高人民法院が構築した全国裁判所技術調査人材データベースには1,327名の技術専門家が登録されており、全国的な人材共有と必要に応じた派遣を実現している。

今回公表された指導的事例は、複雑な侵害行為の類型の認定、技術的事実の究明、侵害行為停止責任の履行方法、損害賠償額の確定、権利濫用の抑制など特有の難問に対して積極的な探求を行っており、科学技術イノベーションの保護と業界ガバナンスの推進に積極的な影響を与えるものと期待される。

事例1：企業の技術者が短時間に大量離職したことで引き起こされた技術秘密侵害事件

事件番号：(2018)滬民初102号民事判決、(2023)最高法知民終1590号

裁判要旨

被疑侵害者が他企業の人材を勧誘し、当該企業の技術秘密を取得する経路または機会を形成し、かつ独立した研究開発に必要な合理的時間を明らかに下回る短時間で、当該企業の技術秘密に関連する製品を生産した場合、被疑侵害者が技術秘密侵害行為を実施したと推定できる。ただし、被疑侵害者がこれに反する証拠を提出して十分に反論できる場合は除く。

裁判所が被疑侵害者に対し技術秘密侵害の停止を命じる場合、保護される権利・利益の性質、侵害行為の重大性、将来における継続的侵害の可能性などの要素を総合的に考慮した上で、法に基づき、被疑侵害者に対する侵害停止の具体的な要求事項を明

確にすることができる。これには以下の事項が含まれる。

1. 技術秘密を使用した自社製造または第三者への委託製造による関連製品の製造を停止し、当該技術秘密を使用して製造された関連製品の販売を停止すること。

2. 許可なく、不法に取得した技術秘密を利用して出願された関連特許を実施し、またはその他の方法で処分（悪意による特許権放棄を含む）しないこと。

3. 裁判所の監督および権利者の立会いのもと、侵害者および関係機関・個人が保有・管理する技術秘密を記載した関連媒体を廃棄するか、権利者に引き渡すこと。

4. 判決における侵害停止に関する要求事項を、公告または内部通知の形式で、会社の株主、経営幹部、技術秘密権利者から離職して侵害者およびその関連会社で勤務する従業員、関連研究開発業務に携わった人員、さらに全従業員、関連会社、および本事件に関わる技術秘密を知り得る上流・下流メーカーなどに告知し、関係する人員または機関と、本事件に関わる技術秘密の保持および不侵害を約束する誓約書を取り交わすこと。

裁判所が被疑侵害者に対し侵害停止を命じる場合、侵害行為の性質・情状、侵害停止義務の履行遅延により生じうる損害などの要素を総合的に考慮し、被疑侵害者による侵害停止義務の履行遅延に対する遅延損害金を併せて明確にすることができる。その算定基準は、状況に応じて、日単位、月単位などの期間で計算する方法、製品数量などの規模で計算する方法、または一括定額計算とする方法をとることができる。

裁判所の解説

本事例の特筆すべき点は、侵害停止判決項目の具体的な履行方法の細分化と、裁判の執行力の強化にある。本件判決書では、何を停止するか、どのように停止するか、いつまで停止するか、停止しなかった場合の結果、さらには侵害停止の過程で必要となる誓約書のテンプレートに至るまで、詳細に列挙されている。これにより、侵害者に「停止の方法を理解させ、また停止しなければならないことを自覚させる」ことは、侵害停止責任を確実に履行させる鍵となる。

事例2：販売の申出による侵害行為の民事責任の負担方法を明確化

事件番号：（2019）魯02知民初字第169号、（2020）最高法知民終1658号

裁判要旨

特許権者の許諾なく販売の申出行為を実施した侵害者は、法に基づき侵害行為の停止、権利保護のための合理的費用の支払いという民事責任を負担すべきであるだけでなく、法に基づき損害賠償の民事責任も負担すべきであり、この賠償責任は実際の販売の発生を前提としない。賠償額については、販売の申出による侵害行為が特許権者に与えた損害、侵害者がこれにより得た利益、特許実施料のいずれも確定することが困難な場合、裁判所は侵害の過失と侵害の情状を合わせて考慮し、法定賠償の範囲内で合理的に確定することができる。

裁判所の解説

本事例は、販売の申出による損害賠償責任の負担が実際の販売を前提としないことを明確にし、侵害行為の停止と損害賠償の時点を前倒しすることに対して有力な支持を提供するものである。これにより、権利者は

侵害販売者が実際に販売を行っていない場合、またはその実際の販売を証明することが困難な場合でも、救済を得ることが可能となり、「損害があれば救済がある」「侵害があれば賠償がある」という基本的な法律の原則を反映している。

事例3：種子販売分野における「販売組織行為」の性質認定ルールを明確化

事件番号：（2020）蘇01民初773号、（2021）最高法知民終816号

裁判要旨

被疑侵害者が被疑侵害種子の売買を組織し、実際に取引価格、取引数量、履行時期などの具体的な取引条件の決定を主導し、取引の組織者、意思決定者を構成する場合、被疑侵害種子の販売行為を直接実施したと認定することができる。

裁判所の解説

本事例は、ネットワーク環境下における侵害の新たな形態を認定し規制する典型的事例である。本事件は、WeChatグループなどの取引プラットフォームを創設し、「情報マッチング」を行う仲介サービスを提供するという名目で、被疑侵害種子の売買取引を組織したプラットフォーム運営者が、実際に種子販売行為を実施したと法的に認定した。これは、ネットワーク販売による種子の権利侵害行為の新たな形態に対する司法のタイムリーな対応と効果的な規制を反映し、裁判所が品種権を全過程において包括的に保護し、農業科学技術イノベーションを効果的に奨励・保障しようとする司法の姿勢を際立たせている。

事例4：化学・生物分野に関連する特許事件の審理において、「三歩法（スリーステップ法）」をいかに適用して係争特許の創造性

（進歩性）を判断するか

事件番号：（2018）京73行初6483号、（2019）最高法知行終235号

裁判要旨

化学・生物分野の特許事件審理において「スリーステップ法」を採用し、係争特許が創造性を有するか否かを判断する際、当業者が関連する発明創造に対して合理的な成功の予見を有するか否かは、最も近い先行技術を確認する際の考慮要素ではなく、改良の動機または技術的示唆の有無を判断する際の考慮要素である。当事者が合理的な成功の予見がないことを理由として、最も近い先行技術の認定を否定する場合、裁判所はこれを支持しない。

化学・生物分野の特許事件審理において、合理的な成功の予見があるか否かを認定するには、当業者が「試行する必要がある」と考えるか否かを基準とすべきであり、「成功の確実性」または「成功の高い蓋然性」を有することを要求しない。当業者が、最も近い先行技術を出発点として試行する動機を有し、かつ特許の技術的解決手段を獲得できると合理的に予見できる場合、当該特許の技術的解決手段は創造性を有しないと認定することができる。

事例5：被疑侵害製品の実物の取得または分解に客観的障壁があり、当該製品の実物を技術比較の根拠とすることができない場合、いかに特許権侵害の判定を行うか

事件番号：（2018）蘇01民初366号、（2021）最高法民申3831号

裁判要旨

特許権侵害の判定において、被疑侵害

製品の実物の取得または分解に客観的障壁があり、当該製品の実物を技術比較の根拠とすることができないが、被疑侵害製品の図面と実物が高度に一致していることを証明する証拠がある場合、裁判所は当該図面を技術比較の根拠とすることができる。特許請求の範囲が限定する製品の正常動作状態において有する技術的特徴については、当業者が図面を分析して導き出した、被疑侵害製品が正常動作状態において示す技術的特徴を用いて比較することができる。

事例6：訴訟権利を濫用する悪意ある訴訟行為は、法に基づき侵害責任を負担すべきである

事件番号：(2022)閩02民初151号、
(2022)最高法知民終1861号

裁判要旨

自己の主張が権利の基礎または事実の根拠を明らかに欠いていることを知りながら、依然として他人に対して特許権侵害訴訟を提起し、他人の権利・利益を損なう場合、訴訟権利を濫用する悪意ある訴訟行為に該当する。他人が悪意ある訴訟提起者に対し侵害責任の負担を求める場合、裁判所は法に基づきこれを支持する。

裁判所の解説

民事訴訟は当事者が権利を維持する重要な手段であり、権利保護行為に対して過度に厳しく非難すべきではない。したがって、悪意ある訴訟を認定するには厳格かつ慎重でなければならない。本事例は、悪意ある訴訟の構成要件を明確に限定しており、その目的は法に基づく権利保護と悪意ある訴訟との境界線を明確にすることにある。本事例の当事者は、自己の特許権がすでに消滅していること

を知らず、依然として訴訟を提起しており、明らかに相手方に損害を与える意図があり、悪意ある訴訟を構成する。ここから、法に基づく権利保護と悪意ある訴訟を区別する鍵は、以下の2つの側面にあることがわかる。第一に、訴訟が客観的に権利の基礎または事実の根拠を欠いているか否か。第二に、当事者が訴訟を提起する主観的目的が、他人を損なうことにあるのか、それとも自己の正当な権利・利益を維持することにあるのかである。

事例7：コンピュータソフトウェア著作権侵害紛争事件において、いかに被疑侵害ソフトウェアと権利ソフトウェアの実質的類似性を証明するか

事件番号：(2018)粵73民初1099号、
(2020)最高法知民終155号、(2021)最高法民申4246号

裁判要旨

コンピュータソフトウェア著作権侵害紛争において、ソフトウェア著作権者が被疑侵害ソフトウェアと権利ソフトウェアの名称、バージョン番号、権利者情報などの固有情報が同一であること、またはソフトウェアのインターフェースデザインが高度に類似していることを立証できる場合、裁判所は通常、ソフトウェアコードの比較を行うことなく、両ソフトウェアが実質的類似性を構成すると認定することができる。ただし、被疑侵害者がこれに反する証拠を提出して十分に反論できる場合は除く。

知的財産権侵害紛争において、被疑侵害者が暴力、脅迫、その他の方法により裁判所の証拠保全を妨害した場合、裁判所は法に基づき、当該被疑侵害者に不利な事実上の推定を行うことができる。これには、法に基づ

き保全されなかった製品が侵害を構成すると認定すること、および具体的な賠償額を確定する際に、当該証拠保全妨害行為を侵害の情状として考慮することが含まれる。

最高人民法院は、2010年に『事例指導業務に関する規定』を公表して以来、正式に指導的事例の制度を確立した。指導的事例は、各級裁判所の審判・執行業務に対して指導的役割を果たし、類似事件を処理する際に参照すべきものである。2023年7月、最高人民法院は「人民法院事例集」の作成を決定し、指導的事例、および最高人民法院が審査の上で類似事件の審判に対して指導的・模範的価値があると認めた参考事例を収録している。現在までに、最高人民法院は合計49回にわたり279件の指導的事例を発表しており、裁判基準の統一、司法の公正の促進、国民全体の法治観念の強化などの面で重要な役割を果たしている。

出典：最高人民法院

改正『專利審査指南』の施行に伴い、2026年以降の中国特許出願における新たな変更点について

2025年11月に改正された『專利審査指南』が正式に施行され、これに伴い、2026年1月1日から、出願人は中国国家知識産権局に特許を出願する際に、以下の変更点に注意する必要がある。

1. 発明者の国籍

新規出願の際には、すべての発明者の国籍を記載する必要がある。国家知識産権局へのオンライン出願（電子出願）では、すべての発明者の国籍が必須項目となり、記載しない場合は提出することができない。

2. 中国籍発明者の身分証明書番号

発明者に中国人が含まれる場合、その中国籍発明者の身分証明書番号（またはパスポート番号など、他の本人確認書類の番号）を記載する必要がある。国家知識産権局の業務処理システムを用いたオンライン出願では、発明者の国籍が「中国」と記載される場合、身分証明書番号欄は必須項目となり、記載しない場合は出願を提出することができない。また、誤った番号を記載した場合は、国家知識産権局から補正を求められる。

3. 中国籍出願人の電話番号

新規出願の際、国籍または登録地が中国である出願人については、当該出願人の電話番号を記載する必要がある。国家知識産権局の業務処理システムを用いたオンライン出願では、出願人の「国籍または登録国（地域）」が「中国」と記載される場合、電話番号欄は必須項目となり、携帯電話番号または

「市外局番＋固定電話番号」の形式で記載する必要がある。記載しない場合は出願を提出することができない。

なお、発明者の国籍、発明者の身分証明書番号、出願人の電話番号は公開されることなく、公衆は公開情報や国家知識産権局のオンラインデータベースから当該情報を取得することはできない。

4. XML形式の出願書類

2026年1月1日に行われた国家知識産権局の業務処理システムリニューアル以降、当該システムを用いて提出できる特許出願書類はXML形式のみとなります。

また、国家知識産権局が2025年5月20日に発表した「拡張可能なマークアップ言語（XML）形式による特許電子出願書類の提出のさらなる普及に関する通知」によると、紙媒体で出願書類を提出した場合、優先審査、快速審査、特許審査ハイウェイ（PPH）、遅延審査、集中審査などの関連審査制度を利用する権利を自ら放棄したものとみなされる。

5. 明細書の追加料金

2026年1月1日に行われた業務処理システムリニューアル以降の特許出願については、XML形式の出願書類のページレイアウトの変更に伴い、同じ文字数の明細書であってもページ数が通常減少するため、明細書の追加料金が実質的に引き下げられることになる。

また、施行済みの改正『專利審査指南』に基づき、2026年1月1日以降、ST.26形式で提出されるヌクレオチドまたはアミノ酸配列表は、明細書の追加料金算定の対象ページから除外されるためヌクレオチドまたはアミノ酸配列に係る特許出願にとって料金的に出願人に有利となる。

INTA2026年次総会(ロンドン)参加のお知らせ

このたび、当事務所の楊文泉弁護士および王博弁護士が、2026年5月2日から6日まで米国ロンドンで開催される国際商標協会(INTA)2026年年次総会に参加する運びとなりましたので、お知らせいたします。



INTA 2026 ANNUAL MEETING
London, England | May 02 - 06, 2026

泛華偉業知識產權
PANAWELL & PARTNERS

このたび、当事務所の楊文泉弁護士および王博弁護士が、2026年5月2日から6日まで米国ロンドンで開催される国際商標協会(INTA)2026年年次総会に参加する運びとなりましたので、お知らせいたします。ご面会いただける方は、予め下記のメールへご連絡いただければ幸いです。

[連絡先]
mail@panawell.com
william.yang@panawell.com

ロンドンにて皆様にお会いできることを楽しみにしております。

北京泛華偉業知識産権代理有限公司
〒10020北京朝阳区朝阳门外大街16号
中国人寿ビル10階1002-1005室
電話：86-10-8525 3778
FAX：86-10-8525 3671
Email：mail@panawell.com
Website: www.panawell.com
LinkedIn: Panawell & Partners



編集：王嵐、王珍珍、趙曉輝
訳審：王珍珍、趙亞芝、金丹
レイアウト：董順順